



# 諮問事項1. 利用者負担額の算定方式の 変更について

---

平成30年10月16日(火) 午後7時～  
於 国立市役所 1階 東臨時事務室



# 本日の内容

- 諮問内容 1. 利用者負担額の算定方式の変更について
- 第1回（8/28）審議会内容のふりかえり
- 利用者負担額算定における懸念事項・課題の分析と対応策
- 今後のスケジュール

## 1. 保育料（利用者負担額）の算定方式の変更

現在、所得税額に基づき算定している利用者負担額について、住民税額に基づき算定する方式に変更する。

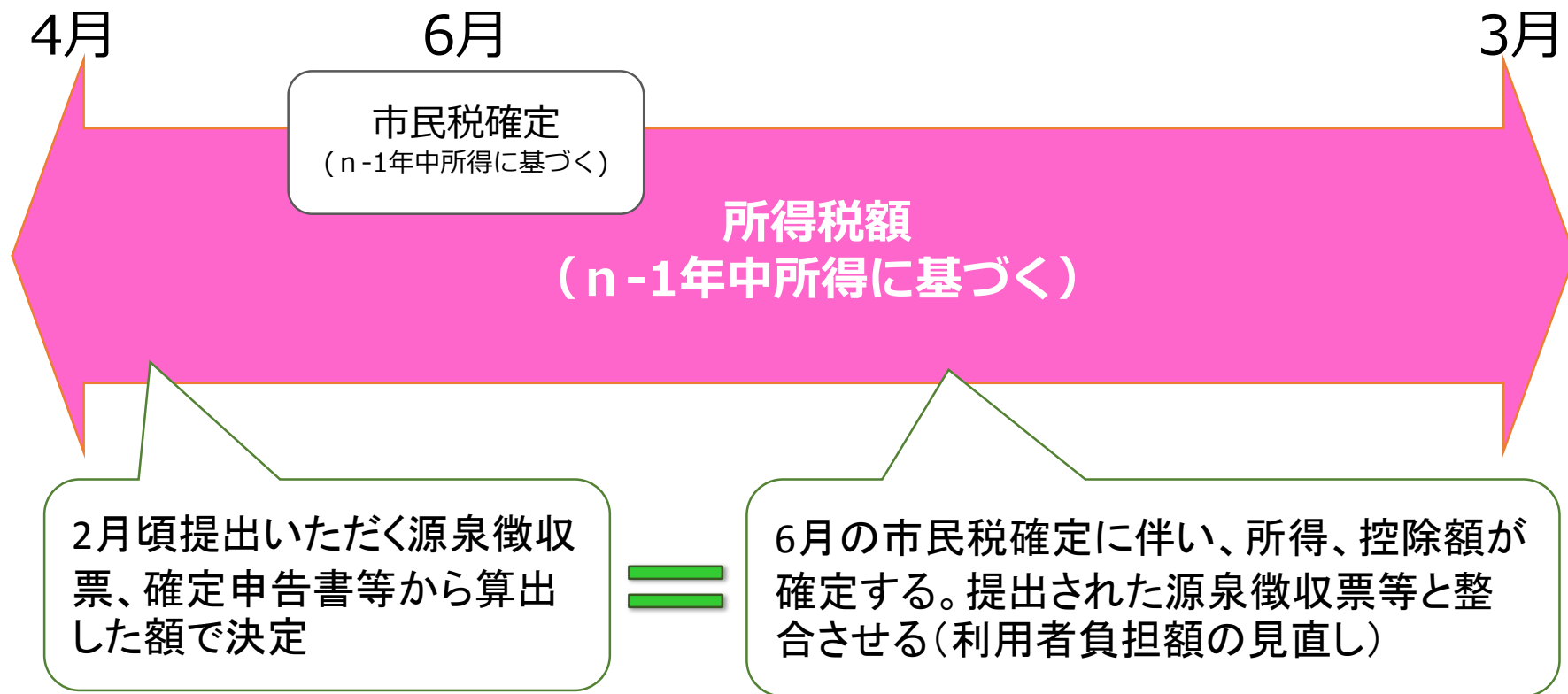
## 2. 保育料（利用者負担額）の階層区分の細分化

財政健全化の取組方針・実施細目において特筆されている「保育料の高所得者層の階層区分を細分化する見直し」を行う。



# 1. 第1回(8/28)審議会のふりかえり

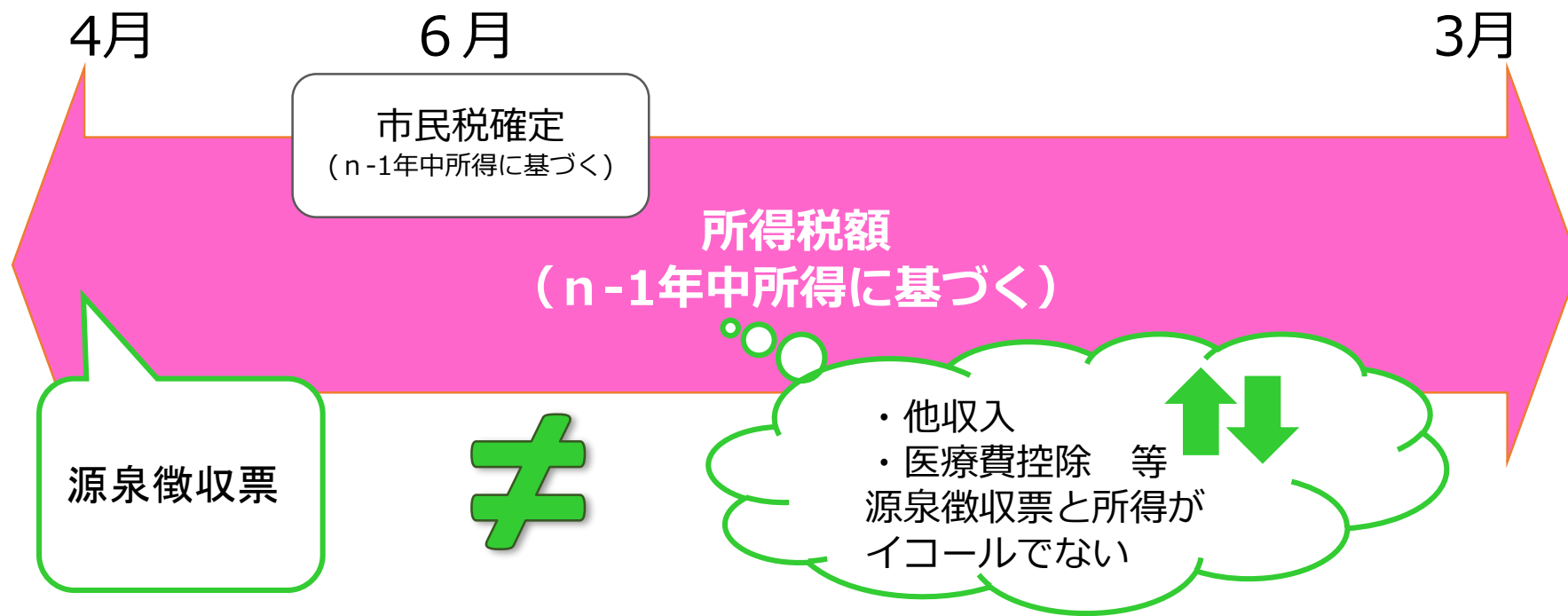
○所得税で利用者負担額を決定する場合（国立市の現行方式）





# 1. 第1回(8/28)審議会のふりかえり

○市民への影響：保護者からの問い合わせ・苦情事例 ①追徴 ②還付



利用者負担額の変動について、算定ミス等ではないか？と保護者に不必要な不安や不信感を抱かせている。

追徴の場合、遡及して請求されることの経済的な負担感が強くなる。



# 1. 第1回(8/28)審議会のふりかえり

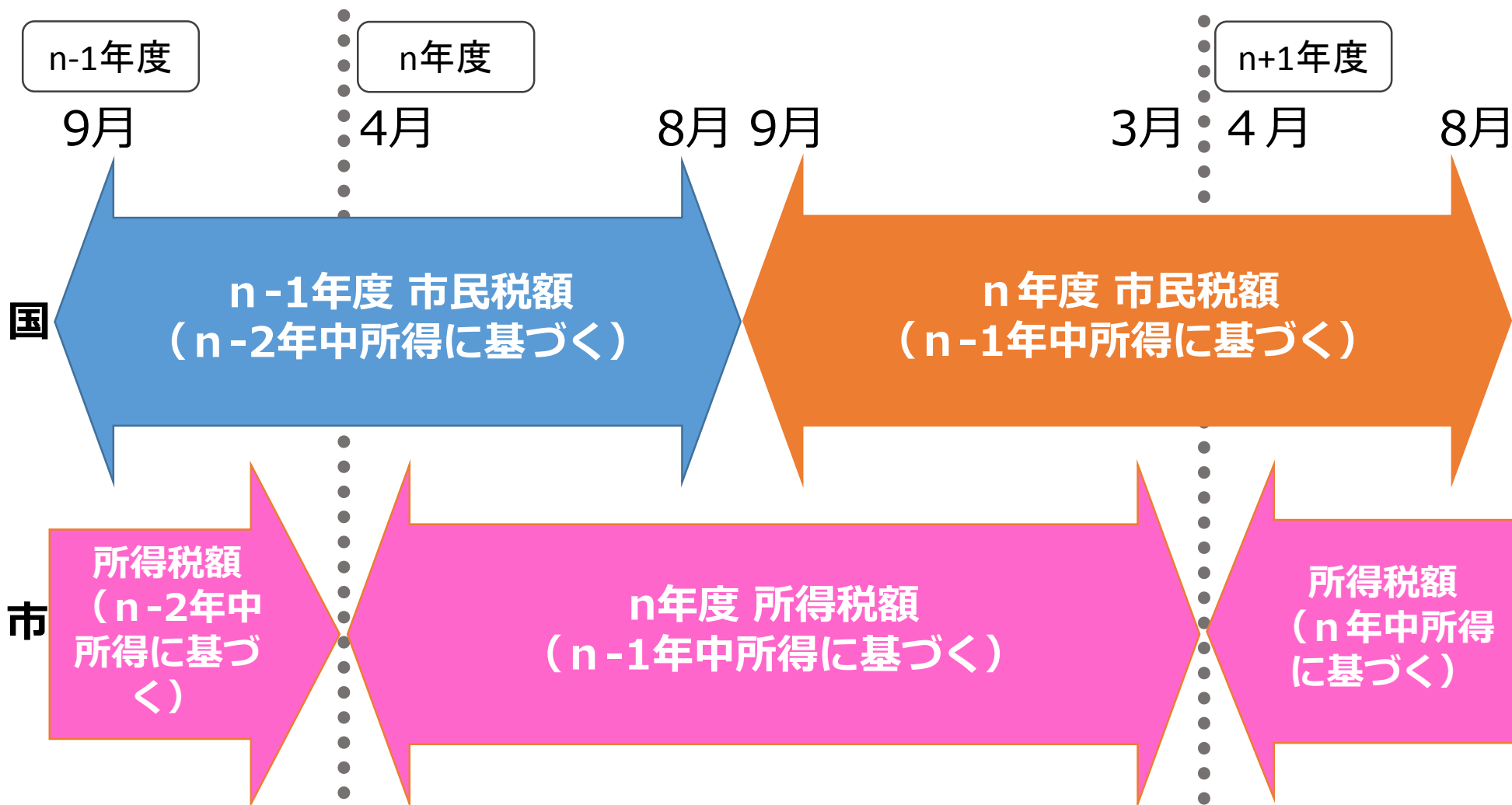
## ○所得税で利用者負担額を算出することの弊害

- その時点で把握できうる限りの税情報をもとに正しく算出しているも、制度上、追徴や還付が発生する構造となっており、そのための手続きや書類の提出が必要になるなど、市民に対してもマイナスの影響が及んでいる。
- 他市では提出が不要な源泉徴収票や確定申告書の提出が必要になるなど、市民に不便を強いている状況である。



# 1. 第1回(8/28)審議会のふりかえり

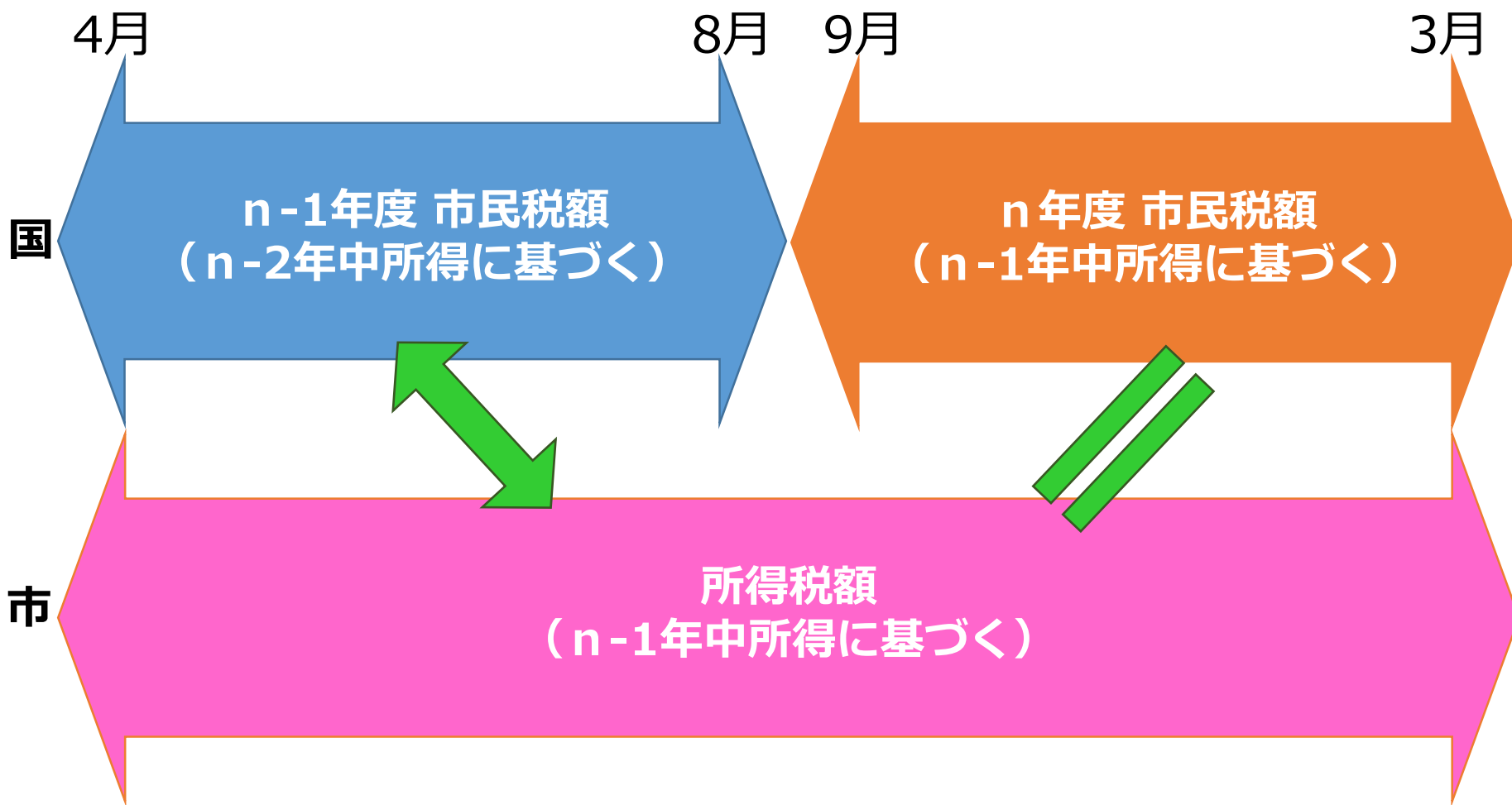
## ○国基準上限額と市基準での利用者負担額の比較





# 1. 第1回(8/28)審議会のふりかえり

○国基準上限額と市基準での利用者負担額の比較

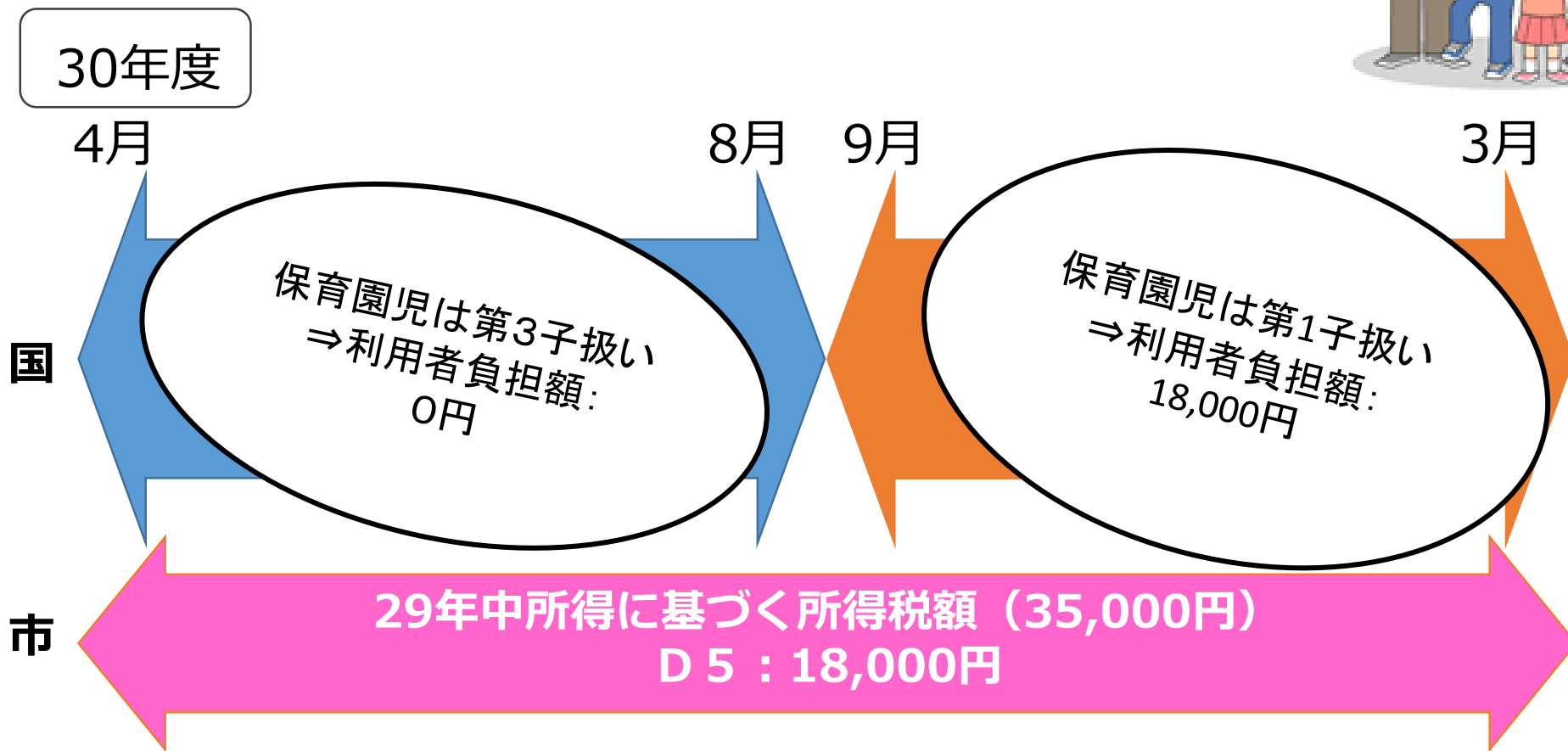




# 1. 第1回(8/28)審議会のふりかえり

○市民への影響：保護者からの問い合わせ・苦情事例③

- ・Aさん(父、母、中学生、小学生、保育園：1歳児)





# 1. 第1回(8/28)審議会のふりかえり

## ○国標準と市制度の差異があることの弊害

- 差異があるところに、国全体で適用される税制改正や利用者負担額の減免規定の変更等を適用するため、手計算による補正が必須（現在も実施）。
- 税制改正、制度改正が重なった結果、平成27年度当時に比して、国標準との差異が大きくなっており、手計算も年々複雑さを増している。算定ミスによる追徴や還付等の発生リスクが高まっている。
- 幼児教育・保育の無償化が施行された場合、さらに差異が拡大。



# 1. 第1回(8/28)審議会のふりかえり

## ○国標準(市民税ベース)に変更するメリット

- 収入を確定させ算出している市民税に基づいて利用者負担額を決定するため、現行の書類提出による決定方法に比べ、複数の収入源がある場合等は、より正確に世帯収入の実態に合わせた階層決定が行われ、従来よりも公平性の確保が高まる。
- 事務手続きの簡素化となり、現状抱えているリスクの発生を抑止できる。



## 2. 利用者負担額の増額への懸念

今回の議題です

(所得税ベースから市民税ベースへ、算定方法を切り替えることによって)

- 大きく階層が変わる世帯があった場合には、要因分析のうえ、影響を少なくする工夫や方策について検討する。
- 高所得者層の階層については、他市状況等を慎重に見極めつつ、細分化を含めて利用者負担額の検討を行う。
- 同様に、低所得者層においても、幼児教育・保育無償化の内容も踏まえつつ、考え方の整理や検討を行う。

## 2. 利用者負担額増額への懸念を考慮した移行方式の考え方



### H26年度 保育審議会の考え方

- 国の示すモデル世帯（父フルタイム勤務、母パート勤務（扶養内）、子2人）の設定により、現行の表の所得税額を、住民税所得割額に換算して新しい表とする。
- ※先に階層の定義（金額）を換算により決めて、園児を割り当てていくかたち。

現行の利用者負担額(保育料)表			新しい利用者負担額(保育料)表		
階層名	定義	該当人数	階層名	定義	該当人数
...	...	...	...	...	...
D1	所得税～2,000	5	D1	住民税46,800～51,000円	3
D2	所得税2,000～10,000	10	D2	住民税51,000円～60,600円	12
D3	所得税10,000～19,000	20	D3	住民税60,600円～71,400円	18
...	...	...	...	...	...



## 2. 移行方式の検討 フローチャート

移行方式の検討

A: 現行の分布を維持して  
階層決定  
【スライド P 15】

B: 一定の変換式にあてはめて  
現行の所得税の階層を  
住民税階層に変換  
【スライド P 16】

ア: 年少扶養控除を考慮しないで変換  
(年少扶養控除は、各保護者の所得を  
表に当てはめるときに独自に計算)  
(独自モデル)  
【スライド P 17】

イ: 年少扶養控除を考慮して変換  
(階層区分に年少扶養控除を反映)  
(国モデル)  
【スライド P 18】

さらに  
年少扶養控除を  
+αで適用

## 2. 利用者負担額増額への懸念を考慮した 移行方式の考え方



【スライドP14 フローチャート A方式】

先に階層に属する園児(数)を現行の人数分布により決定し、それにあわせて階層の金額を設定する。

現行の利用者負担額(保育料)表

階層名	定義	該当人数
...	...	...
D1	所得税~2,000	5
D2	所得税2,000~10,000	10
D3	所得税10,000~19,000	20
...	...	...

新しい利用者負担額(保育料)表

階層名	定義	該当人数
...	...	...
D1	住民税●円~●円	5
D2	住民税●円~●円	10
D3	住民税●円~●円	20
...	...	...

※年少扶養控除については、各世帯の実際の対象児数に基づく → 全件手計算

## 2. 利用者負担額増額への懸念を考慮した 移行方式の考え方



### 【スライド P 14 フローチャート A方式】

先に階層に属する園児(数)を現行の人数分布により決定し、それにあわせて階層の金額を設定する。

#### 【メリット】

- ・全体としては保育料の増額にはならない状況となる。

#### 【デメリット】

- ・今の在園児をベースに各階層の分布割合を算出すると、今後の利用者たちにとって、公平公正な分布割合とは言いにくい（利用者負担額はあくまで世帯の収入に応じて決まるものであり、階層ごとの人数割合が固定されているものではない）

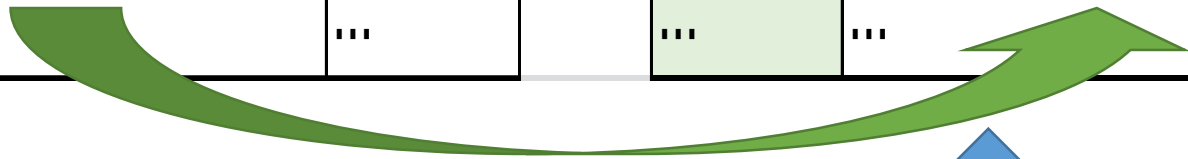


# 2. 利用者負担額増額への懸念を考慮した 移行方式の考え方



【スライドP14 フローチャート B方式】

現行の利用者負担額表				新しい利用者負担額表(案)		
階層名	定義	該当人数		階層名	定義	該当人数
...	...	...	=	...	...	...
D1	所得税~1,999円	5		D1	住民税~53,999円	5
D2	所得税2,000円~9,999円	10		D2	住民税54,000円~63,599円	10
D3	所得税10,000円~18,999円	20		D3	住民税63,600円~74,399円	20
...	...	...		...	...	...



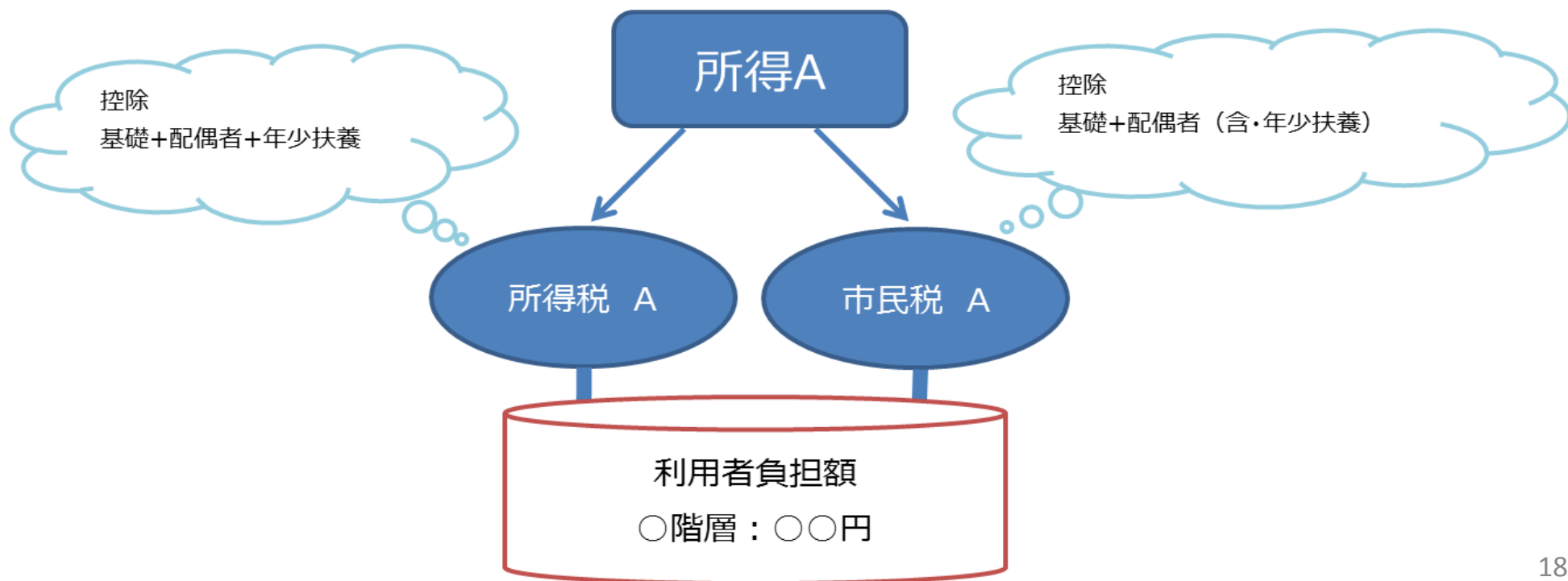
ひと工夫を加える

## 2. 利用者負担額増額への懸念を考慮した 移行方式の考え方



【スライド P 14 フローチャート B方式の基本的な考え方】

- 現在の所得税階層から所得を逆算し、その所得から住民税へ換算して階層決定。
- 同じ所得から出発した所得税、市民税の階層は同等になる、という視点を採用。



## 2. フローチャートB方式の算定に切り替える際に重要な点



### 階層の設計

- 国のモデルケースを、階層ごとの税額に反映させて、階層を設計する必要がある

現行の利用者負担額表			新しい利用者負担額表(例)	
階層名	定義		階層名	定義
...	...		...	...
D1	所得税～1,999円		D1	住民税～14,399円
D2	所得税2,000円～9,999円		D2	住民税14,400円～23,999円
D3	所得税10,000円～18,999円		D3	住民税24,000円～34,799円
...	...		...	...

年少扶養控除分が税額として反映されていないため、徴収階層が上がる世帯が続出…！

## 2. フローチャートB方式の算定に切り替える際に重要な点



【スライドP14 フローチャートB-ア方式】の場合

- ・基礎控除のみで階層を設計し、各世帯の実態に合わせて、配偶者控除や年少扶養控除の対象であれば、足し上げていく手法。

→すべて手計算で算出せねばならない

※控除の有無をひとつひとつ確認しなければならない

**国モデルをベースとする【フローチャートB-イ】方式の方がメリットが大きい**

## 2. フローチャートB方式の算定に切り替える際に重要な点



【スライドP14 フローチャート+aの検討】

年少扶養控除の取り扱い

注意！

国モデルは子ども2人で設計されているため、  
3人子以降は控除されていない

## 2. 年少扶養控除の取り扱いの考え方

- Aさん（父、母、中学生、小学生、保育園：1歳児）  
世帯所得：550万円（父：350万円 母：200万円）



### ① 現行の算出方法（年少扶養控除を人数分で計算）

	基礎控除	年少扶養控除	所得金額	所得税額
父	38万円	38万円×3人	198万円	100,500円
母	38万円	—	162万円	81,000円
世帯計				181,500円

**D12**  
**40,100円**

## 2. 年少扶養控除の取り扱いの考え方

• Aさん（父、母、中学生、小学生、保育園：1歳児）

世帯所得：550万円（父：350万円 母：200万円）

②年少扶養を父の所得から2人分（国モデル）控除すると…



	基礎控除	年少扶養控除	所得金額	市民税額
父	33万円	33万円×2人	251万円	150,600円
母	33万円	—	167万円	100,200円
世帯計				250,800円

**D14**  
49,000円

③年少扶養を父の所得から3人分（事務局案）控除すると…

	基礎控除	年少扶養控除	所得金額	市民税額
父	33万円	33万円×3人	218万円	130,800円
母	33万円	—	167万円	100,200円
世帯計				231,000円

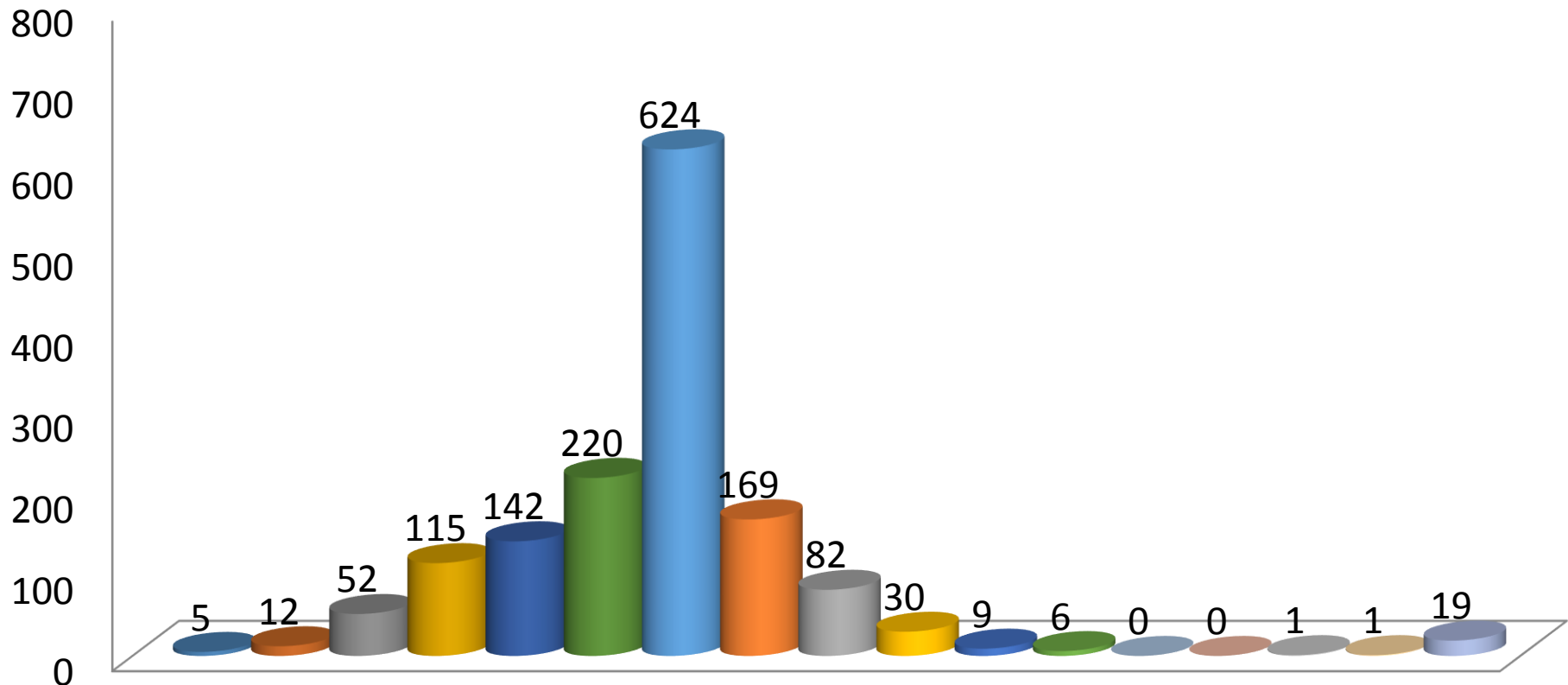
**D12**  
40,100円



## 2. 年少扶養控除の取り扱いの考え方

(国モデル年少扶養控除のみVer.)

H30.10.1現在



H30年度在園児(1487人)

■ +6 ■ +5 ■ +4 ■ +3 ■ +2 ■ +1 ■ ±0 ■ -1 ■ -2 ■ -3 ■ -4 ■ -5 ■ -6 ■ -7 ■ -8 ■ -9 ■ 未決

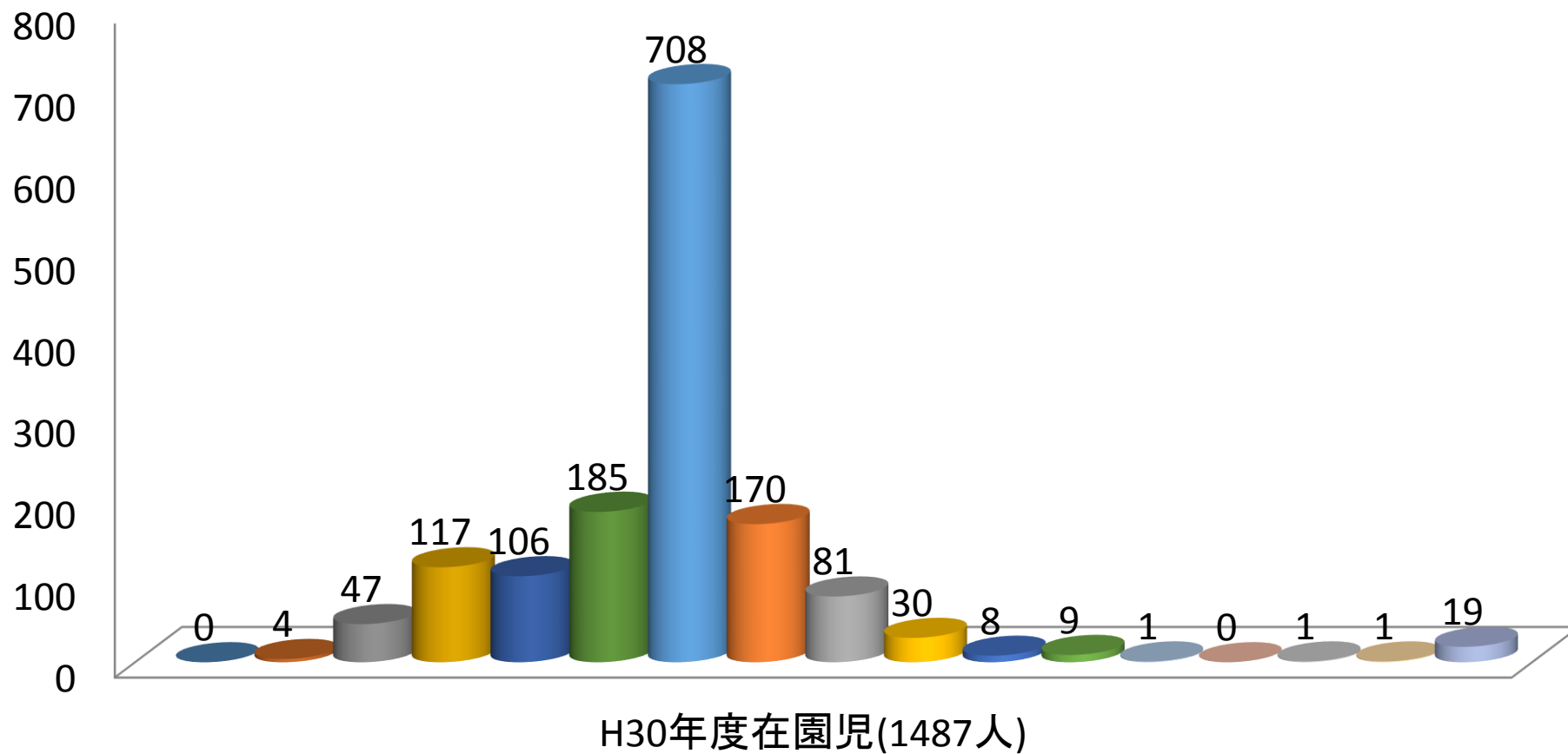




## 2. 年少扶養控除の取り扱いの考え方

(国モデル年少扶養控除+a Ver.)

H30.10.1現在



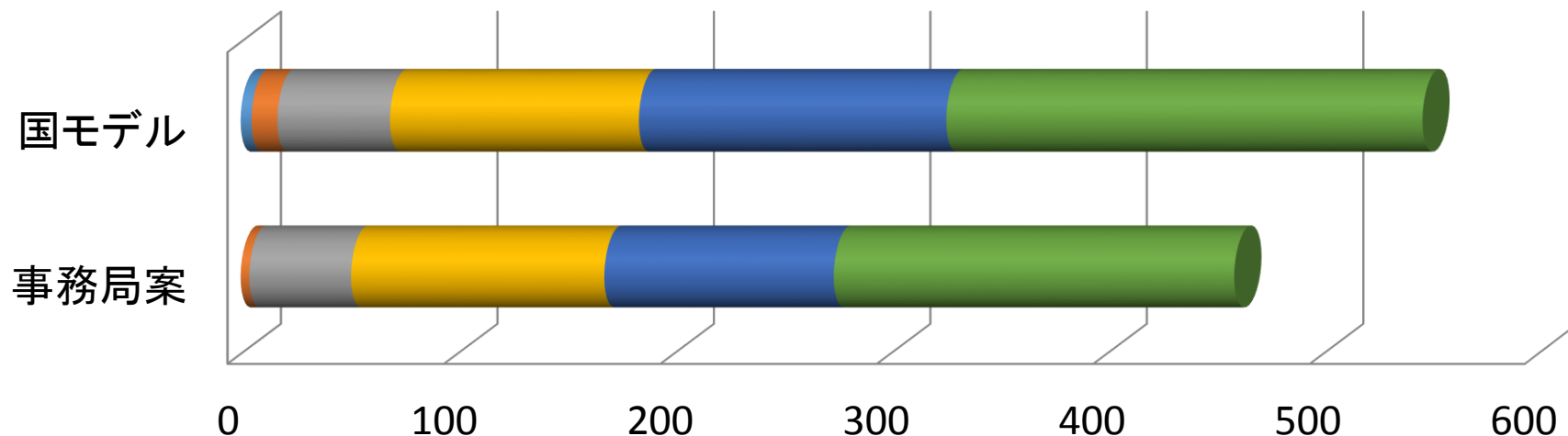
■ +6 ■ +5 ■ +4 ■ +3 ■ +2 ■ +1 ■ ±0 ■ -1 ■ -2 ■ -3 ■ -4 ■ -5 ■ -6 ■ -7 ■ -8 ■ -9 ■ 未決



## 2. 年少扶養控除の取り扱いの考え方

(階層アップ世帯数の比較)

H30.10.1現在



	事務局案	国モデル
■ +6	0	5
■ +5	4	12
■ +4	47	52
■ +3	117	115
■ +2	106	142
■ +1	185	220



## 2. 事務局案

①国モデルで想定している子ども2人分の年少扶養控除税額  
(19,800円×2人=39,600円) を利用者負担額の階層に組み込むこと。【スライドP14 フローチャートB-イ】

②多子世帯（子どもが3人以上）には、国モデルが想定している子ども2人+a分の年少扶養控除をとること。

《国立市独自の控除》 【スライドP14 フローチャート +a】

## 2. 審議委員のみなさまに審議いただきたい点



### ①

#### 年少扶養控除の取り扱いについて

- 国のモデル世帯では、お子さん2名を想定しています。
- このため、3子以上の多子世帯は、年少扶養控除の適用人数が、実際のお子さんの人数より少なくなってしまう。

→事務局としては、国のモデル世帯(2人分) + aの実際のお子さんの人数分を年少扶養控除の適用とする(=現行に準ずる)のが望ましいのではないかと考えている。

※年限等を設けるか否か、要検討。

## 2. 審議委員のみなさまに審議いただきたい点



### ②

#### 徴収階層の上り幅について

- 所得税は累進課税、市民税は定率であり、税によって課税額の算出方法が異なる。
- このため、同じ所得から算出した税額であっても、完璧に一致するわけではない。
- 現行の算定方法でも、収入の増減や控除の有無によって、階層が1～2階層上下することは多々生じうる。

→出来得る限り控除をし、算定ベースを精査してもなお、階層が上がる場合、どの程度であればご納得いただき、ご理解いただけるか？



### 3. 利用者負担額の階層区分の細分化

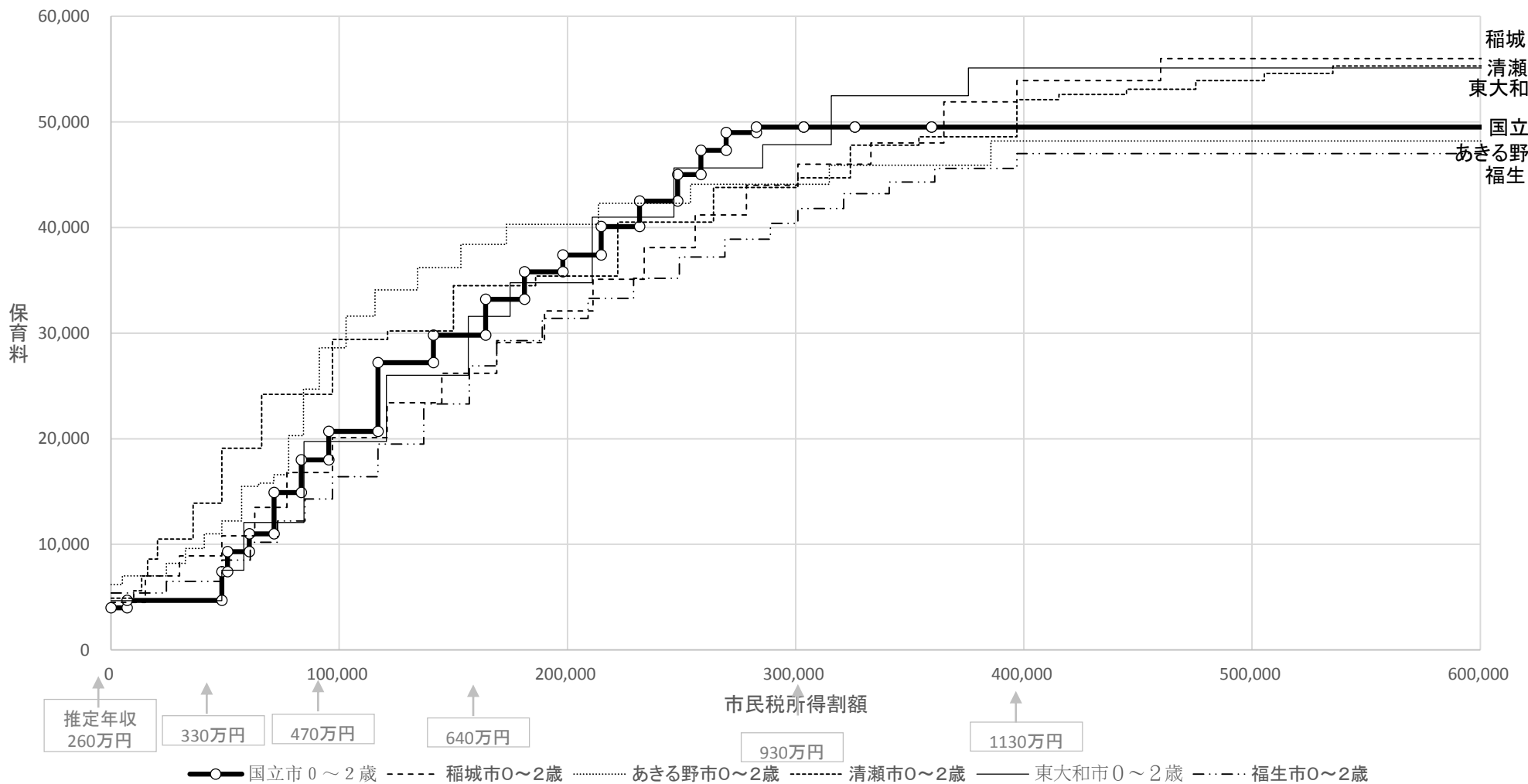
#### ○現状と課題

- 現在の保育料所得階層は、所得税課税世帯については、D1～D20に分かれているが、そのうちD17～20においては、階層を分けているものの、利用者負担額が同一額の設定である。
- また、高所得者層での利用者負担額は他市と比較して低い状態。
- 応能負担の観点から、高所得者層の階層については、見直すべき課題となっている。平成26年度審議会においても、委員から指摘があった点。



# 3. 利用者負担額の階層区分の細分化

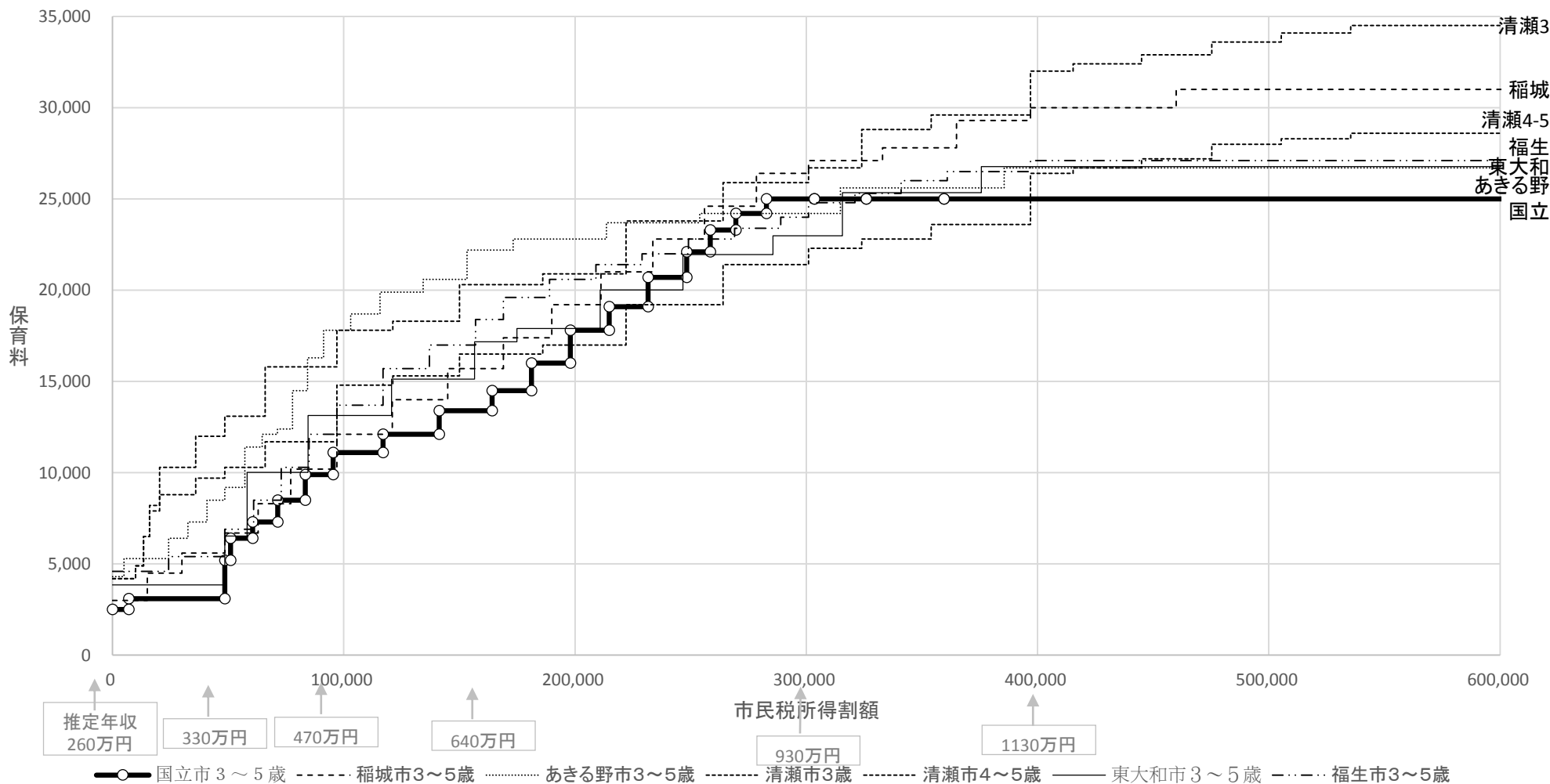
類団市保育料階層(2歳以下)





# 3. 利用者負担額の階層区分の細分化

類団市保育料階層(3歳以上)





# 4. 審議委員の皆様へ審議いただきたい点

③



## 次回審議にむけたご意見・要望

- 今回の審議内容について、お感じになったことや疑問に感じたことをお教えてください。
- 今回の審議内容をふまえ、次回の審議会に向けて、事務局に準備してほしい資料やご要望等があればお教えてください。

→現在、事務局では既に市民税ベースに切り替えた24市に対して、運用上の課題や対応策について調査を行っています。

→第3回審議会において、より具体的な方策を検討する予定です。



## 4. 算定方式変更の課題

第3回目の議題です

### ○算定方式変更の影響分析と整理

- 今回の審議会内容を踏まえ、算定方式を変更した場合の利用者（保護者）及び市の負担増減の整理

### ○諮問2. 利用者負担額の階層区分の細分化

- 財政健全化の取組方針・実施細目において特筆されている「保育料の高所得者層の階層区分を細分化する見直し」を行う。



# 5. スケジュール(保育審議会開催日程)

平成30年度 国立市保育審議会日程及び主な審議内容

審議会	開催日	主な審議内容
第1回審議会	平成30年8月28日(火)	審議会の運営について ・概要説明:新制度と保育料(利用者負担額)について ・国立市の保育料について ・他市の状況について 算定方式:①課題と分析
第2回審議会	平成30年10月16日(火)	保育料(利用者負担額)の審議 算定方式:①課題と分析 ②方式の検討
第3回審議会	平成30年12月中旬	保育料(利用者負担額)の審議 算定方式:②方式の検討 ③激変緩和等
第4回審議会	平成31年1月中旬	保育料(利用者負担額)の審議 算定方式:③激変緩和等 階層区分:①細分化の分析
第5回審議会	平成31年2月下旬	保育料(利用者負担額)の審議 階層区分:①細分化の分析 ②細分化の検討
平成31年度 開催(予定)		
第6回審議会	平成31年4月上旬	保育料(利用者負担額)の審議 階層区分:②細分化の検討 ・全体の総振り返り、答申作成に向けた確認
第7回審議会	平成31年4月下旬	答申について